湖西市告示第190号

湖西市自転車ネットワーク計画策定協議会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 10 月 2 日

湖西市長　田内　浩之

湖西市自転車ネットワーク計画策定協議会設置要綱

（設置）

第 1 条　湖西市自転車ネットワーク計画（本市において自転車の利用者が安全かつ快適に走行できる空間を効果的かつ効率的に整備することを目的とした計画をいう。以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について協議するため、湖西市自転車ネットワーク計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第 2 条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　計画案に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項。

（組織）

第 3 条　協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2　協議会に会長を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験のある者

(2)　自転車関係団体の代表者又はその指名する者

(3)　観光関係団体の代表者又はその指名する者

(4)　市民を代表する者

(5)　関係行政機関の職員

(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

（会長）

第 5 条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　会長は、協議会の会議の議長となる。ただし、会長が互選されるまでの会議については、市の職員が議長の職務を行う。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条　協議会の会議は、市長が招集する。

2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条　協議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

（協議会の運営）

第8条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。